

第5編 共通編

第1章 平常時の対応

第2章 その他留意事項

第1章 平常時の対応

1.1 避難誘導対策

市では、避難路等において津波避難ビルや海拔 3m、5m、7m の場所等（110 箇所）に以下の標識を設置している。



図 5.1-1 津波避難ビル・海拔標識

1.2 防災教育・啓発

市は、防災関係機関や地域の自主防災組織、事業所等の防災組織等と協力し、出前講座や防災講習会、各地域での会議への参加等を通じて、住民や事業所等に対する防災教育及び啓発を実施する。防災教育及び啓発の実施にあたっては、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

防災教育・啓発においては、「自分の身は自分で守る」という意識を一人一人が持てるよう、災害に対する正しい知識と行動を伝える。

<教育・啓発内容>

○ 災害に対する知識

津波：津波が起きる条件、震度の程度、被害のイメージ、想定される地震・津波浸水区域

水害：大雨が降る気象条件、氾濫の種類・特徴、被害のイメージ、想定される浸水区域

○ 災害時の行動

津波：地震時の身の守り方、津波情報の種類・入手方法、避難の流れ

水害：情報の種類・入手方法、避難時の注意事項、家屋浸水の軽減方法

○ 平常時の行動

津波：家屋の耐震化、家具の固定、家族との安否確認方法、備蓄品の準備

水害：自宅周辺の地形等の確認、家屋のメンテナンス、排水溝等の掃除、備蓄品の準備

○ 地域での協力

定期的な勉強会・訓練の開催、地域防災マップの作成、防災資機材の整備、地域活動の活発化

1.3 避難訓練

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、少なくとも年1回以上の防災訓練を実施するものとする。

<防災訓練の具体的な内容>

- 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
- 災害時要配慮者（避難行動要支援者）、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 情報収集、伝達訓練
- 水門及び防潮扉等の閉鎖訓練 等

また、毎年定期的実施する通常の防災訓練に加え、訓練参加者が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の災害図上訓練（DIG）や災害の発生が想定される現地での実践的な訓練等も継続して実施する。

第2章 その他留意事項

2.1 来訪者への避難対策

泉佐野市の沿岸部には、食品コンビナートの工場や泉佐野漁港、市場、りんくうタウンの大型商業施設など泉佐野市外から訪れる場所が多数あり、泉佐野市内について詳しくない来訪者も多く存在する。そのため、次の点に留意する。

<情報伝達>

市は、工場施設や観光施設等の施設管理者に対し、利用客への情報伝達方法（時間、主体、情報内容、情報伝達手段）や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成するよう促す。

また、災害発生直後は、屋外拡声器やサイレン等にて、沿岸部の来訪者や港湾・海岸利用者に対して、避難指示や避難方向などの避難に関する情報を速やかに伝達する。

<災害啓発>

○ 誘導標識や標高看板等の設置

観光客など、市外からの来訪者や港湾・海岸利用者などの泉佐野の地理に詳しくなく、津波の認識が低い者に対する標高表示や避難方向、避難場所等を示した案内看板等を設置する。

○ 災害啓発の実施

津波や水害の避難に関する心得や災害の危険性、避難場所等を掲載したハザードマップを集客施設に配布し、周知する。

○ 企業等と連携した啓発の実施

多くの工場や倉庫の事業者と連携し、従業員や来訪者向けの啓発活動を実施する。

2.2 避難行動要支援者の避難対策

<避難行動要支援者情報の収集と共有>

市は、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自主防災組織、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と連携し要配慮者に関する情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら、関係機関にて共有化を図る。

名簿情報の提供を受けた支援者が、実際にどのように要支援者を担当するかは、地域の実情を踏まえて決定する。

<避難行動要支援者の避難支援計画の具体化>

市では、「避難行動要支援者避難行動支援プラン（平成26年4月）」を基に、自主防災組織や消防団体等との連携を図り、避難支援者の配置等、避難支援体制を確立する。

避難支援者や集団生活の可否、避難時の留意点、障害特性等に対応した福祉避難所への避難等の具体的な支援内容や方法等の具体的事項に関しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業所等がコーディネーターとなり、避難行動要支援者を訪問・協議し、個別計画としてとりまとめる。